

徳島県告示第六百八号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和七年十一月五日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月五日

徳島県知事　後藤田　正純

道路の種類　県道

番号	整理 路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 6	徳島上那賀	小松島市田浦町字前山一番一 三地先から 徳島市飯谷町高良一六番一〇	六五・六	令和七年十一月五日
地先まで				